

事務ネットワークだより

令和6年12月20日 第120号
久喜市共同学校事務室

目次
・年末調整明細書について
・休暇申請と各種休暇について(裏面)
・児童手当について(裏面)
・福利厚生について(裏面)

年末調整の明細書を同封しました

58J00	令和6年分			年末調整									
久喜市立〇〇〇学校													
職員番号	氏名			ひとり/専業主婦	障害者	勤労学生	控除対象配偶者	控除対象扶養親族	16歳未満扶養親族	障害者(本人除く。)	非住居者である親族		
10000	久喜 太郎			該当なし	該当なし	該当なし							
支払金額	給与所得控除	給与所得控除後	配偶者合計所得	一般	老人	特定	老人	その他	1	特別	その他		
※1 8,000,000	※2 1,900,000	※3 6,100,000	② 0	1	0	1	0	0	① 1	0	0	0	
本人合計所得区分	配偶者(特別)控除	扶養控除計	社会保険料控除計	生命保険料控除	地震保険料控除計	小規模企業共済掛金控除	基礎控除						
A	380,000	※4 630,000	③ 1,200,000	120,000	46,000	144,000	② 480,000						
所得調整控除	所得控除計	税額控除計	住宅借入金等控除計										
② 0	※5 3,000,000	100,000	④ 100,000										
半税額	既納税額	調整税額	控除税額	現金支給額									
0	200,000	-200,000	200,000										
(摘要)													
源泉徴収時初等減税控除済額112,500円 控除外額7,500円													
定額減税の内容や前職の情報等が表示される				(特別)控除対象配偶者		久喜 花子 ①		久喜 一郎 ①		年末調整で申告した配偶者、扶養親族情報が表示される。			
16歳未満の扶養親族		久喜 太郎											

定額減税の内容や前職の情報等が表示される。

何の金額？

- ※1 支払金額 ⇒ 支払総額から非課税の手当(通勤手当・日直手当)を引いた金額。
通勤手当は一部が課税所得になる場合もある。
- ※2 給与所得控除 ⇒ 「支払金額」に応じて決定される。
- ※3 給与所得控除後 ⇒ 「支払金額」-「給与所得控除」の金額。
- ※4 扶養控除計 ⇒ 配偶者以外の扶養親族における控除額の合計額。
- ※5 所得控除計 ⇒ 「配偶者(特別)控除」から「基礎控除」までの合計額。

年末調整でお金が振込まれる時と追加で徴収される時

年税額: 今年払う税金 既納税額: 1月～11月の給与及び賞与で納めた(天引きされた)税金

年税額と既納税額に差がある場合、以下のとおり還付または追徴となります。

年税額<既納税額 …… 所得税の還付金があります。

年末調整の結果、11月までに既に今年分の所得税を納付している状態です。
過払分(調整税額のマイナス分)が返金されます。また、12月給与において所得税の徴収はありません。

年税額>既納税額 …… 12月分給与から不足分の所得税が天引きされます

年末調整の結果、11月までの所得税の納付分では今年分の所得税をまだ納めきっていない状態です。

ご確認ください

⇒左図の番号(①～④)は、先生方に年末調整をしていただいた以下の書類の申告内容が記載されています。申告内容と相違ないかご確認ください。

① 扶養控除等(異動)申告書

※控除対象扶養親族「老人」及び障害者「特別」の()内の人数は該当項目のうち同居している数です。

② 基礎控除申告書 兼 配偶者等控除申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

③ 保険料控除申告書

※社会保険料控除は、申告書の「社会保険料控除」で申告したもの以外にも、共済・互助会の掛金等も含まれています。

④ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

内容に相違があった場合、確定申告が必要となります。
(年末再調整をした項目は除く)

また、以下に該当する場合も確定申告が必要です。

- ・医療費控除
- ・寄付金控除(ふるさと納税等)
- ・雑損控除
- ・住宅控除(初年度のみ) 等

申告内容に誤りがあった場合、税務署から調査依頼により多額の追徴が課せられることがありますので御注意ください。

休暇申請と各種休暇について

○G^2の休暇申請について

⇒2025年以降の休暇は、「Year」で「2025」を選択してから申請してください

最初に「Year」を「2025」にしてから休暇申請をしてください。申請の仕方はこれまでと変更ありません。

○職専免※はこれまでどおり「2024」で申請してください
※マイリフレッシュ・歯科検査・マイナンバー取得

○臨時的任用職員の方(任期付きは除く)は年休も「2024」で申請してください。

○各種休暇について

⇒暦年で付与される休暇と、条件を満たした際付与される休暇があります。

・暦年で付与されるもの

⇒1月に所定の日数が付与され、12月まで使用します。

～暦年で付与される主な休暇～

年休 子育て休 家族看護休 短期介護休 ボランティア休暇 等

※年休について

- ・20日を上限に前年の日数が繰り越されます。
- ・臨任の方は任用開始時に任期に応じた日数が付与されます。

・条件を満たした際付与される主な休暇

通勤緩和休 出産補助休 男性職員の育児参加のための休暇 等



休暇について詳しくは
右のQRコードを
ご確認ください。



児童手当について

⇒10月の児童手当制度改正により2ヶ月に1回手当が支給されることとなりました。支給額は以下のとおりです。

3歳未満 …15,000円/月
3歳以上高校生以下 …10,000円/月
第3子以降(高校生以下) …30,000円/月
※高校生以下とは、満18歳の3月31日までに該当する児童。
※第○子は、養育していない大学生以上は含めないでカウント。

今回より高校生まで支給対象が拡大しました。該当する方は
給与明細をご確認ください。



福利厚生制度～有効活用できていますか？～

○ライフプランセミナー(冬季)

⇒冬季の講座は次の3本だてです。

- ①退職に関する手続き ②経済生活コース
③健康づくりコース

特に今年度退職予定の方は、①をご確認ください。
埼玉県教職員互助会の会員専用ページからご覧になれます。

ライフプランセミナー紹介QR



○レクリエーション補助

⇒旧宿泊補助制度。宿泊はもちろん、レジャー・文化・スポーツ・自己啓発等の施設等利用料が5,000円以上の場合、年に1回3,000円の補助が出る制度です。2月中が期限なので、まだ利用していない方は是非！！

○埼玉県教職員互助会サイト

⇒お得情報はこれをみればすべてが分かる？
是非右のQRコードからアクセスしてみてください！！
※会員専用サイトパスワード gojosaitama



○ベネフィットステーション

⇒レジャー・食事・自己啓発等々、お得情報もりだくさん。
下(サンタの左隣)のQRコードからサイトにアクセスしてみてください。



ベネフィットステーションを利用するには
ベネアカウントの登録が必要です。
登録は右のQRコードからできます。
※団体ID : C0026B4R
認証キー1: 組合員番号(職員番号)
認証キー2: 生年月日(西暦)



ベネステQR